

訪問看護ステーション花ゆめ 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者

- (1) 法人名 株式会社 BEEWISE
- (2) 法人所在地 長崎県諫早市小川町 1259-1
- (3) 電話番号 TEL 0957-51-4246 FAX 0957-51-0493
- (4) 代表者氏名 鹿田 隆史
- (5) 設立年月 平成 29 年 12 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) サービスの種類 訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所番号 4260490166

- (2) 事業所の目的

株式会社 BEEWISE が開設する訪問看護ステーション花ゆめが行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 訪問看護ステーション花ゆめ
- (4) 事業所の所在地 長崎県諫早市小川町 1259-1
- (5) 電話番号 0957-51-4246
- (6) 管理者（所長） 芥川 あかね
- (7) 事業所の運営方針

① 事業所は、契約者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って看護サービスに努めます。

③ 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月日 平成 30 年 2 月 1 日
- (9) 地域及び営業時間

- ① 通常の事業の実施地域

長崎市、時津町、長与町、諫早市、大村市、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡東彼杵町、島原市、南島原市、雲仙市

② 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土日休み） ただし、国民の祝日、8月15日（夏季休業日）、12月30日から1月3日 及び会社が定める休日を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
24時間対応体制	24時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制を整備し、必要に応じて適切に対応します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

職 種	員 数
管理者	1名（常勤1名）
看護職員	6名（常勤6名）
事務職員	1名（常勤1名）

令和8年8月16日 現在

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）当事業所が提供するサービスの概要

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 家族への療養生活や介護方法の指導・相談
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師による医療処置

（2）利用料金 別表参照

【介護保険対象の方】

介護保険による訪問看護サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された1割、2割又は3割の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。具体的な単位数・加算等は別紙「利用料金表（介護保険）」をご確認ください。

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画等に定められた時間を基準とします。
- ③ 利用者に保険料等の滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料を全額自己負担していただく場合があります。当事業所は、必要に応じてサービス提供証明書を発行します。

【医療保険対象の方】

- ① 各種医療費公費負担制度の対象となる方は、制度に応じて自己負担額が減額又は免除される場合があります。
- ② 医療保険による訪問看護の自己負担額は、加入する医療保険及び負担割合に応じて異なります。具体的な料金は別紙「利用料金表（医療保険）」又は「利用料金表（精神・医療保険）」をご確認ください。
- ③ 24時間、電話等による連絡・相談に対応できる体制を整えています。
- ④ 診療報酬上の加算は、届出及び算定要件を満たす場合に算定し、該当する場合は別途説明します。

(3) 交通費

介護保険利用の場合、利用者の選定により通常の事業の実施地域を越えて訪問するときは、公共交通機関を利用した場合は実費、自動車を使用した場合は1回の訪問につき300円をいただきます。医療保険利用の場合は、別紙の医療保険又は精神・医療保険の利用料金表に定める交通費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条）

前記（2）（3）の料金等は1箇月ごとに計算し、原則として翌月10日までに請求書を発行し、翌月20日までにお支払いください。

(5) 利用の中止・変更・追加（契約書第7条）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により訪問看護・介護予防訪問看護サービスの利用を中止又は変更する場合は、サービス実施日の前日までに事業所へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用の中止を申し出た場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、利用者の体調不良、急な入院その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

- (6) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

5. サービス提供に関する事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

- ① 利用者は、担当する訪問看護師等の変更を希望する場合、事業所に申し出ることができます。
- ② 事業所は、利用者の希望を踏まえ、従業者の勤務状況等を考慮して調整します。
ただし、勤務体制等により希望に添えない場合があります。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は事業所が行います。ただし、サービスの実施に当たっては利用者の事情・意向等に十分配慮します。

③ 備品等の使用

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、必要に応じて無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスを実施できない場合は、必要に応じてサービス内容を変更します。その場合は、変更した内容及び時間に合わせた利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ② 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 相談・苦情処理体制・手順

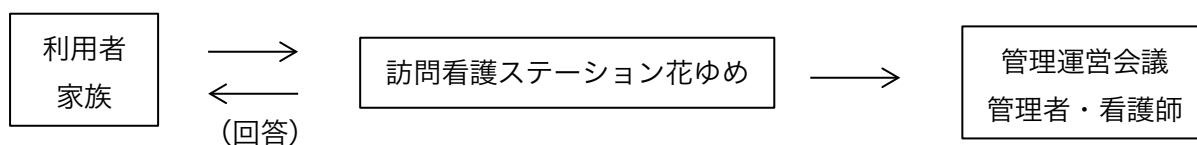
(1) 利用者または利用者の家族等からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のような体制を整えています。

- ① 相談や苦情に対する常設の窓口として、担当者や相談室を設置しています。
- ② 苦情等があった場合は、苦情窓口担当者が連絡をとり、詳しい事情を調査し、早急に対処いたします。
- ③ 必要ある場合は、管理者を含め検討会議を開催し、具体的な対策を立て、早急に対応いたします。
- ④ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。

苦情相談窓口

訪問看護ステーション花ゆめ 苦情相談窓口	管理者 芥川 あかね (電話) 0957-51-4246 (FAX) 0957-51-0493
法人：苦情相談担当者	担当者 鹿田 隆史 (電話) 0957-51-4246 (FAX) 0957-51-0493
法人：苦情解決責任者	担当者 鹿田 隆史 (電話) 0957-51-4246 (FAX) 0957-51-0493
外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	長崎市役所 福祉部 介護保険課 095-829-1163
	時津町役場 高齢者支援課 095-882-3940
	長与町役場 介護保険課 095-883-1111
	諫早市役所 健康保険部 介護保険課 0957-22-1500
	大村市役所 長寿介護課 0957-20-7301
	川棚町役場 長寿支援課 長寿介護係 0956-59-5883
	東彼杵町役場 長寿ほけん課 ほけん年金係 0957-46-1202
	島原市役所 福祉保健部 保険健康課 後期高齢・介護班 0957-63-1111 (内線 234)
	南島原市役所 福祉保健部 福祉課 0957-73-6651
	雲仙市役所 健康福祉部 福祉支援課 0957-47-7784
	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 0957-61-9101
	長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当 095-826-1599

(2) 苦情処理は下記の手順で行います。



7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた場合は、その原因を検証し、再発防止のための必要な対策を講じます。

8. 業務継続計画（BCP）・非常災害対策

(1) 感染症又は非常災害の発生時においても、訪問看護の提供を継続し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じます。

(2) 従業者に業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施し、計画を定期的に見直します。

9. 緊急時における対応方法

訪問看護の提供中に利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じます。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるとともに、速やかに管理者へ報告します。

【緊急時・事故発生時の電話体制】

訪問看護ステーション花ゆめ	携帯TEL：080-3369-4732
---------------	---------------------

ご本人様氏名：	TEL：
ご家族様氏名：	TEL：
ご家族様氏名：	TEL：

訪問看護事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

[事業所] (住 所) 長崎県諫早市小川町1259-1
(事業所名) (株) BEEWISE
訪問看護ステーション花ゆめ
(代表者名) 鹿田 隆史
(説明者名) 管理者
芥川 あかね 印

私は、契約書及び本書面により事業所から訪問看護事業について重要事項の説明を受け、内容に同意し、本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

[利用者] (住 所) _____
(氏 名) _____ 印
(代理人) _____ 印
(続柄) _____)